

# 川崎市環境教育・学習基本方針

~環境教育・学習を効果的に推進していくためのガイドライン~



平成28年3月川 崎 市



# 目次

| 第1章                                       | 基本方針改正の背景   | 1              |
|---|---|----------------|
| 第2章                                       | 基本方針の改正の基本的な方向性   | 3              |
| 第3章                                       | 基本方針の目的・位置づけ  | 6              |
| 第4章                                       | これまでの川崎市の環境教育・学習の取組   | 7              |
| (1)<br>(2)<br>(3)                         | 最近の5年間(H22〜H26)における取組状況<br>環境教育・学習の実施にあたる課題<br>主な環境教育・学習の取組内容   | 8              |
| 第5章                                       | 環境教育・学習の推進に関する基本的な事項  | 12             |
| (1)<br>(2)<br>(3)<br>(4)<br>ア<br>イ<br>(5) | 環境教育・学習の目標<br>E S Dの視点を取り入れた取組の推進<br>環境保全のために求められる人間像<br>環境教育・学習が育むべき能力<br>「未来を創る力」<br>「環境保全のための力」<br>環境教育・学習に求められる要素 | 14<br>14<br>14 |
| 第6章                                       | 基本的な方向性 I 協働取組の推進「つながる」   | 18             |
| (1)<br>ア<br>イ<br>ウ<br>エ<br>(2)            | 川崎の地域資源を活用したつながり<br>「環境技術の集積」でつながる  |                |
| 第7章                                       | 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」   | 23             |
| (1)<br>(2)<br>(3)<br>(4)                  | 関心を引きつけて参加を促す取組<br>成長過程に応じた取組<br>自発的な意思を尊重した取組<br>効果的な情報発信  | 28             |
| 第8章                                       | 基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」   | 33             |
| (1)<br>(2)                                | コーディネーターやファシリテーターの育成とその活用環境教育・学習に係る拠点・施設の充実   | 33<br>35       |
| 第9章                                       | 環境教育・学習の推進と進行管理   | 38             |
| (1)<br>(2)<br>(3)                         | 環境教育・学習の推進体系市民及び事業者との協働体制の整備年度ごとの事業実績及び事業計画の作成  | 38<br>40<br>40 |

# 第1章 基本方針改正の背景

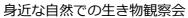
地球温暖化や失われつつある生物多様性などの環境問題に対処していくためには、 市民、事業者、行政などの様々な主体が環境に配慮した行動を実践していくことが重要であり、家庭や地域、学校、職場などの様々な場面において環境教育・学習を推進して環境に関する理解を深め、行動に結びつけていく必要があります。

国においては、平成23年6月に環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)を公布し、協働取組の在り方や環境教育に関わる団体の支援方策等について新たに規定するとともに、学校教育における環境教育の充実に向けて、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(平成24年6月閣議決定)」を作成し、国民、事業者、民間団体行政等の様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに取り組むこととしています。

川崎市は、かつて、生産活動の拡大などにより深刻な公害問題に直面し、行政、事業者、そして市民が全力をあげて問題解決に取り組み、以降、地球規模の問題も含めて、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会づくりを進めてきました。

こうした中、本市では、平成7年11月に環境教育・学習を推進するためのガイドラインとして「川崎市環境教育・学習基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定(平成18年3月に改訂)し、普及啓発事業の充実や市民、事業者の参加による地域づくり等の各種の取組を進め、現在では、市民、事業者、学校などの行政以外の様々な主体においても積極的に環境教育・学習の取組が行われています。







事業者が実施する環境授業

しかし、基本方針の改訂(平成 18 年 3 月)以降、概ね 10 年が経過し、この間、低炭素社会、生物多様性保全、循環型社会の形成など、環境問題はますます複雑化してきており、こうした問題に効果的に対処していくためには、単独での取組には限界があり、相互に協力して活動を行う「協働取組」によって、分野横断的な環境保全活動を体系的に推進していくことが重要であり、様々な主体や世代が相互に協力して学び合い、地域全体で環境教育・学習に取り組むことが必要となっています。

こうしたことから、主体間とのつながりや役割を相互に認識し、**地域で取り組まれ ている様々な環境教育・学習を効果的に発展させていくための仕組みづくり**が求められています。

また、複雑化する環境問題に対処し、将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たすことが重要であり、国際社会においてもそのための環境教育の取組が進められているなか、家庭、職場、地域、学校等の様々な場での環境教育・学習を通じた環境保全活動の実践とその広がりが求められています。

さらに、地域における環境教育・学習を推進していくためには、**育成した人材を効 果的に活用**していくことが重要であり、環境教育・学習を担う人材の育成のみならず、それらが活用される機会を創ることも求められています。

こうした状況を踏まえ、環境教育・学習を取り巻く情勢に対応するとともに、様々 な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習の取組 を持続的に発展させていく ため、このたび、環境教育・学習を総合的に推進するガイ ドラインとなる基本方針を改正いたします。



市民団体による小学校での出前授業



地域環境リーダーの交流会「エコ・フェスタかわさき」

# 第2章 基本方針の改正の基本的な方向性

本市では、これまでの基本方針において「環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、環境に配慮した行動をとることができる人間の育成」を推進方針として定め、 行政、市民、企業の各主体の役割のもと、普及啓発事業や学習教材の作成、人材育成等の様々な事業を推進してまいりました。

平成 26 年度においては、本市が実施するものだけでも、年間で 120 事業が実施され、述べ人数で約 36 万 8 千人が参加いたしました。このほか、市民団体や企業が自発的に実施する環境教育・学習も数多くあり、本市においては様々な形で積極的に環境教育・学習が行われています。

国による環境教育等促進法に基づく基本方針の改正では、協働取組の在り方について新たに規定したほか、学校教育における環境教育の充実、地球温暖化、生物多様性保全、循環型社会形成の最近の動きへの対応、地域の身近な環境問題への取組を体験させ、実感を伴わせることの重要性や環境教育を担う人材の育成のみならず、それが活用される機会を創ることの重要性が規定されました。

本市においても、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習を持続的に発展させていくことが必要です。

こうした中で、様々な主体による取組を一過性に終わらせないために、行政は、市民や事業者等の意識をさらに高め、それぞれが環境教育・学習に取り組みやすくする仕組みづくりを進め、**様々な主体が地域でつながり**、協力し合いながら、持続可能な社会づくりを協働・連携して進めていく必要があります。



企業と協働したエコ・クッキングの実施



市民団体と協働した 地域環境リーダー育成講座の実施

また、低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の形成などといった、社会の価値観や風習、経済などと深く結びついている複雑化した環境問題への対処として、一人ひとりが意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組む必要があることから、様々な場面で環境教育・学習を通じて知識を伝え、気づきを引き出し、話題を発展させていきながら自ら進んで環境問題に取り組む人材を育むことが必要です。

さらに、地域環境リーダー等の育成を進め、平成 26 年度現在、合計約 300 名の方が終了し、地域の環境保全活動に御尽力されています。これらの方々をはじめ、地域で活動している様々な方々とのネットワークを形成し、各主体間をつなげていくコーディネーターの育成や、得た知識や経験を活かす環境教育の場の充実による、**育成した人材を活かす**取組を一層推進していくことが必要です。

そこで、新たな基本方針では、本市における様々な主体による積極的な環境保全活動の推進の特徴と、これまでの間に進められてきた環境教育・学習の現状を踏まえ、協働取組の視点、環境への配慮意識の一層の向上の視点、そして、育成した人材の活用による環境教育・学習の充実の視点として、「つながる」、「伝える」、「活かす」という3つの基本的な体系に整理し、分野横断的に取組を推進してまいります。



生田緑地での自然観察会



ESD(持続可能な開発のための教育)の 視点を取り入れた環境教育の実践



川崎市環境総合研究所



CCかわさき交流コーナー

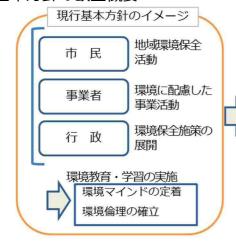
# 川崎市環境教育・学習基本方針の改正

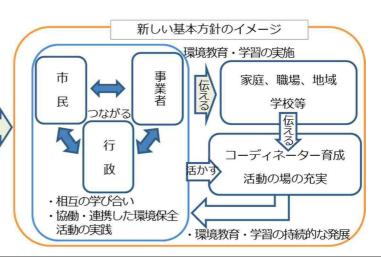
#### 改正の背景

- ・市民活動団体や事業者など様々な主体における積極的な環境教育・学習への取組の状況
- ・前回の改正から概ね 10 年が経過し、低炭素社会、生物多様性保全などの環境関連情勢が変化
- ・環境教育・学習を担う人材の育成が進み、それらの効果的な活用の必要性

市内の環境教育・学習について、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習の取組を持続的に発展させていく

#### 基本方針の改正概要





### 協働取組の推進【つながる】

市民、事業者、行政が相互に協働・ 連携して、環境教育・学習に地域全 体で取り組む

- ・川崎の地域資源を活用したつながり (環境教育に関する情報共有の協働・連携プラットフォームの形成)
- ・環境教育・学習に関する協働への支援 (環境教育支援ポータルサイトの開設)

環境教育・学習を地域で実践【伝える】 家庭や職場、地域、学校等の様々な 場で環境教育・学習を実施し、自ら 環境配慮に取り組んでいく人材を育 て、地域における行動を促す

- ・関心を引きつけて行動を促す取組 (家庭、職場、地域ごとの戦略的アプローチ)
- ・成長過程に応じた取組 (幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校・大学での教育)

# 人材育成とその活用【活かす】

環境教育の持続的な発展に向けて、 地域環境リーダー等の人材育成や環 境教育・学習の活動の場の充実によ り、地域の活動をさらに促進

- ・コーディネーターの育成・活用(人と地域を結ぶコーディネーターの育成)
- ・環境教育・学習に係る拠点・施設の充実 (民間事業所の体験の機会の場への認定)



環境配慮の意識の向上と、協働・連携して環境保全に取り組む社会づくり

環境教育等促進法第8条に基づく

# 第3章 基本方針の目的・位置づけ

この基本方針は、市民・事業者・行政が協働・連携し、環境教育・学習を推進する 上で必要な基本的な考え方や各主体の役割等を示すものです。

### 川崎市環境基本条例(平成3年12月制定)

#### 第7条

- (6) 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるよう、系統的な環境教育・学習の推進に努めること。
- 第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法第2条第4項 の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画を策 定するものとする。

# 川崎市環境基本計画(平成6年2月策定・平成23年3月全面改定)

めざすべき環境像

「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市・かわさき」

- ◆重点分野 環境教育・環境学習の推進
- ◎重点目標・指標

電点日保・日保 環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況 ・現場では、「行動計画」としての位置づけ

環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数

小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況



## 川崎市環境教育・学習基本方針

(平成7年11月策定(平成18年3月改訂)、平成28年3月改正予定)

#### 環境教育・学習を効果的に推進していくためのガイドライン

#### 【基本方針の目的】

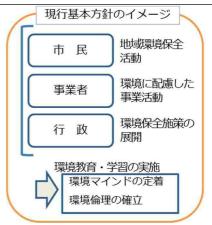
川崎市環境基本計画に定める目標の実現に向けて、複雑化する環境問題に対応できる 人材(多様な主体・問題の関連性への理解等)の育成や、市民活動団体、事業者、行政 が協働・連携して取り組む環境教育・学習の体系的かつ効果的な推進を図るための基本 的な方向性を示しています。

#### 【基本的な方向性】

- ◆協働した取組の推進【つながる】
  - ・市民、事業者、行政が相互に協働・連携して、環境教育・学習に地域全体で取り組 む
- ◆環境教育・学習を地域で実践【伝える】
  - ・家庭や職場、地域、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育て、地域における行動を促す
- ◆人材育成とその活用【活かす】
  - ・地域環境リーダー等の人材育成や環境教育・学習の活動の場の充実により、地域の活動をさらに促進

# 第4章 これまでの川崎市の環境教育・学習の取組

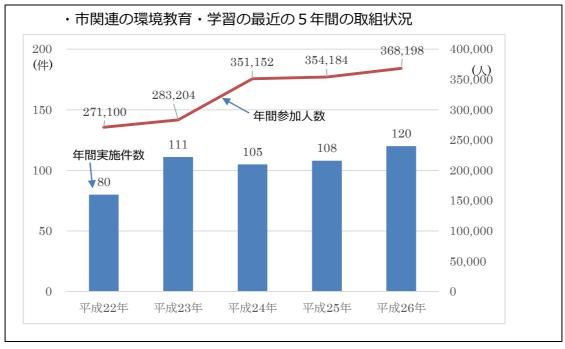
川崎市環境基本計画に掲げる「人と環境が共生する都市・かわさき」を実現し、さらに地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民の育成を目ざすため、環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、環境に配慮した行動をとることができる人間の育成を進めてまいりました。



# (1) 最近の5年間(H22~H26)における取組状況

環境教育・学習の取組状況の把握、及び情報の共有化を図るため、川崎市では平成 22 年度実施分から毎年度、「川崎市環境教育・学習実施結果一覧」を作成し、ホーム ページで公開しています。

平成 22 年度から平成 26 年度までの川崎市関連の環境教育・学習の年間実施件数及び参加人数の推移は次のグラフのとおりです。

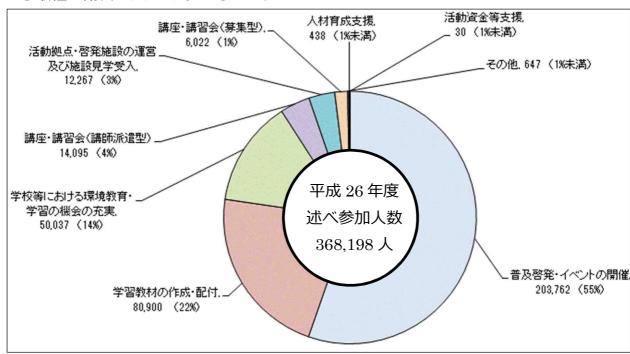


環境基本計画では環境政策ごとに達成状況を総合評価しています。2014 年度版環境 基本計画年次報告書での環境教育・学習の推進については、次のとおりです。

| 施策の方向 VI-1 環境教育・環境学習の推進  | 指標<br>評価 | 方向<br>評価 |  |  |  |
|--|----------|----------|--|--|--|
| ■指標:環境関連施設利用者数(環境学習センター等入館者数)<br>・エコ暮らし未来館:16,407人、橘リサイクルコミュニティセンター学習室:239 |          |          |  |  |  |
| 人(対前年度:16,581 人増加、対基準年度:多い)  |          |          |  |  |  |

(評価3:達成状況が、対基準値、対前年度のいずれにおいても良い)

平成 26 年度に実施した環境教育・学習の内容の内訳(述べ参加人数 368,198 人) としては、普及啓発・イベントへの参加が 20 万人超で大半を占めるほか、学習教材 の作成・配布や学校等における環境教育・学習の機会の充実といった、学校等における取組の割合も大きくなっています。



また、地域環境リーダー育成講座及び平成22年度以降の緑化推進リーダー、里山ボランティア育成講座の修了人数は平成26年度末現在で述べ579人となっています。

#### (2) 環境教育・学習の実施にあたる課題

様々な主体で環境教育・学習に取り組まれていますが、地域で取り組まれている 様々な環境教育・学習を効果的に発展させていくにあたり、各主体間のつながりや役 割の共通の認識のもとで、協働・連携の仕組みづくりが求められています。

また、国際社会においてESD(持続可能な開発のための教育。11 ページ参照。)の普及に向けた取組が進められているなか、複雑化する環境問題に対処し、将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たすことが重要であり、家庭、職場、地域、学校等の様々な場での環境教育・学習を通じた環境保全活動の実践とその広がりが求められており、環境教育・学習の内容の充実や効果的な広報・PRと参加者の確保について、実施主体からも課題として多く挙がっています。

さらに、地域における環境教育・学習を推進していくためには、地域環境リーダー等の育成した人材を効果的に活用していくことが重要であり、環境教育・学習を担う 人材の育成のみならず、それらが活用される機会を創ることも求められています。

### (3) 主な環境教育・学習の取組内容

### 普及啓発・イベントの開催

- ・自然観察教室の実施
- ・環境出前講座の実施
- ・環境教育施設等での環境学習・施設見学
- ・講座、講習会、セミナーの開催
- ・各種イベントでのリユース食器の使用
- ・区役所等における環境イベントの実施
- ・環境基本計画年次報告書等の報告書の作成

### 学習教材の作成・配布

- ・小学生、中学生向け環境副読本の作成
- ・幼児向けの環境教育事例集等の作成
- 各種の環境関連冊子の作成
- ・下敷き等の各種の環境関連グッズの作成





# 環境教育・学習の機会の充実

- ・民間事業者に対する体験の機会の場の認定
- ・かわさきエコ暮らし未来館等の環境学習拠点の活用
- ・幼児環境教育プログラムの実施
- ・保育園での環境教育の連携



幼児環境教育



企業による環境教育 (写真は富士通 (株) 川崎工場に よる環境学習の様子)

#### 人材育成

- ・地域環境リーダー育成講座の開催
- ・人材交流の場のエコ・フェスタかわさきの開催
- ・花と緑のまちづくり講座の開催
- ・里山ボランティア育成講座の開催
- ・花壇ボランティア実践講座の開催
- ・各種の研修会、勉強会、講習会等の開催



| コラム①環境教育・学習を取り巻く歩み |  |                           |  |  |  |
|--------------------|--|---------------------------|--|--|--|
|                    | 世界の動き、国の動き   | 川崎市の環境関連の動き               |  |  |  |
| 1970 年代            | 1972 国連人間環境会議  | 1972 公害防止条例を公布(全国を先       |  |  |  |
|                    | ストックホルムで開催された環境問題<br>に関する最初の世界的な政府間会議  | 駆けた総量規制の導入)               |  |  |  |
|                    | 1975 国際環境教育会議  | 1976 環境影響評価に関する条例を公       |  |  |  |
|                    | 環境教育専門家による会合でベオグラ<br>ード憲章を作成   | 布(全国を先駆けた環境悪化の未           |  |  |  |
|                    | 1977 環境教育政府間会議   | 然防止の仕組みを導入)               |  |  |  |
|                    | 環境教育に関するトビリシ政府間会議  |                           |  |  |  |
| 1000 年份            | □宣言(トビリシ宣言)<br>□ 1987 環境と開発に関する世界委員  | 1000 炒入物本村、万一が明訊          |  |  |  |
| 1980 年代            | 会持続可能な開発に向けた方策を提言し   | 1986 総合教育センターが開設          |  |  |  |
|                    | たブルントラント報告   |                           |  |  |  |
| 1990 年代            | 1992 国連環境開発会議  | 1990 ごみ非常事態宣言             |  |  |  |
|                    | 地球サミット。環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21、森林原則声明の  | 1991 環境基本条例を公布            |  |  |  |
|                    | 合意、気候変動枠組み条約と生物多様性<br>条約への署名が開始  | 1994 環境基本計画を全国に先駆けて       |  |  |  |
|                    | 1993 環境基本法の制定  | 策定                        |  |  |  |
|                    | <br>  1997 テサロニキ国際会議   | 1995 環境教育・学習基本方針の策定       |  |  |  |
|                    | 環境教育を持続可能性に向けて変化す<br>るための備えを与えるものと定義   |                           |  |  |  |
| 2000 年代            | 2002 国連環境開発会議  | <br>  2005 一般廃棄物処理基本計画の策定 |  |  |  |
|                    | 持続可能な開発に関する首脳<br>会議  | (かわさきチャレンジ3R)             |  |  |  |
|                    | 地球サミットの進歩の検証、ヨハネス  | 2006 環境教育・学習基本方針の改訂       |  |  |  |
|                    | ブルク宣言の採択<br>2005 国連持続可能な開発のための   | 2007 エコドライブ宣言             |  |  |  |
|                    | 教育の10年開始   | 多摩川プランの策定                 |  |  |  |
|                    | 2007 国際環境教育会議<br>  | 2008 緑の基本計画の改定            |  |  |  |
|                    |  | CCかわさきエコ戦略                |  |  |  |
| 2010年~             | 2011 環境教育等促進法に改正   | 2010 地球温暖化対策推進計画の策定       |  |  |  |
|                    | 2012 Rio + 20<br>地球サミットから 20 周年を迎える機<br>会に開催のフォローアップ会合<br>2013 第 37 回ユネスコ総会<br>2015 年以降の ESD の枠組みである<br>「持続可能な開発のための教育 (ESD)<br>に関するグローバル・アクション・プロ<br>グラム(GAP)」が採択<br>2014 持続可能な開発のための教育 | CCかわさきエコ暮らし3つの            |  |  |  |
|                    |  | チャレンジキャンペーン               |  |  |  |
|                    |  | 2011 環境基本計画の全面改定          |  |  |  |
|                    |  | 2012 一般廃棄物処理基本計画におけ       |  |  |  |
|                    |  | る行動計画の改定                  |  |  |  |
| <b>V</b>           |  | 水環境保全計画の策定                |  |  |  |
|                    | (ESD)に関するユネスコ世界会議が名古屋・岡山で開催  | 2014 生物多様性かわさき戦略の策定       |  |  |  |
| _                  |  |                           |  |  |  |

#### (参考) 市の関連計画における環境教育・学習の位置づけ

#### 計画等の名称、及び環境教育・学習の位置づけ

【川崎市総合計画】

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

【環境基本計画】(平成23年3月全面改正)

重点分野 環境教育・環境学習の推進

【地球温暖化対策推進計画】(平成 22 年 10 月策定)

基本施策VII 地球環境に係る環境教育・環境学習の推進

施策課題Ⅱ-3 協働した地球温暖化対策の推進

【一般廃棄物処理基本計画】(平成28年3月改定)

基本施策 I 「環境市民」をめざした取組

第1期行動計画 "エコ暮らし"が実践できる環境市民をめざした世代別の環境教育・環境学 習の推進

【緑の基本計画】 (平成20年3月改定)

基本方針1 協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築

(緑のボランティア活動の推進等)

基本方針 5 かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍

(環境学習の推進等)

【川崎市新多摩川プラン】(平成28年3月改定)

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育む場の創造

15 環境学習、環境教育の推進

【生物多様性かわさき戦略】 (平成26年3月策定)

基本方針 I 人と生き物をつなげる

(人と生き物とのかかわり方への理解や環境配慮意識を広める等)

基本方針Ⅲ 情報をつなげる

(生物多様性に関する様々な情報をわかりやすく伝える)

【水環境保全計画】 (平成 24 年 10 月策定)

主な施策Ⅲ-2-2 環境教育・環境学習の推進

【第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン(第1期実施計画)】 (平成27年3月策定) 基本政策Ⅱ 施策1「確かな学力の育成」の取組のひとつとして位置づけ